

機械装置を購入した場合の固定資産税の減税

●はじめに

平成28年7月1日に中小企業等経営強化法が施行されました。これにより、中小事業者等(※)が経営力向上計画を策定し、認定を受ければ、新たに取得する機械装置(中古を除く)の固定資産税の減税措置を受けることができます。

平成28年中に認定を受ければ、平成29年から3年間、機械装置に係る固定資産税評価額が半額になり、固定資産税の支払額も半額になります。

(※)資本金の額が1億円以下の法人又は、従業員1,000人以下の個人事業者

●減税を受けることができる機械装置

この減税を受けることができる機械装置は、次の全ての条件を満たす必要があります。

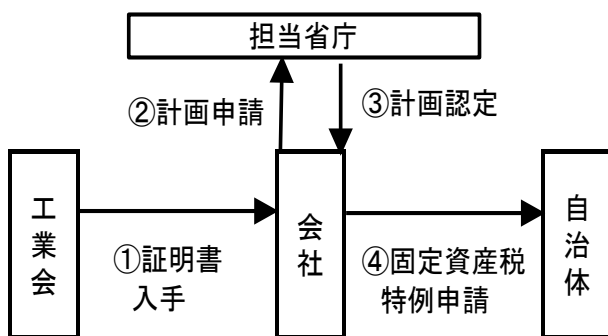
- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台あたり160万円以上

①、②については、工業会等の証明書をメーカーや商社経由で入手することになります。

●経営力向上計画の認定と減税までの流れ

固定資産税の減税を受けるためには、原則として機械装置の取得前に経営力向上計画を策定の上、担当省庁に申請し認定を受ける必要があります。

計画の認定から減税までのフローは下図のようになります。



言葉は仰々しいですが、経営力向上計画の申請用紙は実質A4用紙2枚のみであり、申請手続き自体は非常に簡略化されています。

●固定資産税減税以外のメリット

このように、経営力向上計画の策定により固定資産税の減税を受けられるほか、場合によっては以下のようなメリットもあります。

①金融支援

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、商工中金・日本政策金融公庫による低利融資や、信用保証協会による保証枠の追加・拡大などの優遇を受けられる可能性があります。

②ものづくり補助金審査での加点

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、ものづくり補助金(1,000万円を上限)の2次公募にて加点を受けることができました。この募集は既に締め切られているものの、今後の募集時にも加点が行われる可能性があります。

●投資促進税制等との併用

購入する固定資産が、中小企業投資促進税制や生産性向上設備投資促進税制の対象となる機械装置を取得した場合は、これらの税制による特別償却または税額控除を同時に受けることができます。

●まとめ

経営力向上計画の認定を受け、固定資産税の減税を受けることは、金融支援や補助金の獲得につながる可能性もあり、また、投資促進税制などと併用すれば大きな節税効果が期待できます。

今後、設備投資をお考えの際には、是非経営力向上計画の策定をご検討ください。



(和田 晃輔)